

国住街第 57 号  
令和 4 年 7 月 6 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長  
(公印省略)

建築基準法第 60 条第 2 項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件について  
(技術的助言)

「建築基準法第 60 条第 2 項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件」(令和 4 年国土交通省告示第 741 号。以下「告示」という。)は、令和 4 年 7 月 6 日に公布され、同日に施行されることとなりました。

つきましては、その運用等について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

## 記

### 1. 告示制定の経緯

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 60 条第 2 項では、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる特定街区内において、建築物の壁又はこれに代わる柱は、特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならないとされていますが、「建築物の地盤面下の部分」及び「国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するもの」は当該制限の対象外となります。

一部の特定街区では、都市計画において壁面の位置の制限として定められた限度の線と当該特定街区に立地する建築物の壁面の位置が近接しており、当該建築物の外壁の外側に新たに柱等を設けるような耐震改修が困難になることが想定されるため、市街地環境を確保しつ

つ、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう「国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するもの」として、一定の耐震改修工事により設ける柱等を指定することとしました。

## 2. 告示の概要

### (1) 歩廊の柱

特定街区における壁面の位置の制限により確保される空地の開放性等が確保されるよう、壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えることができる歩廊の柱は、平成5年建設省告示第1437号に規定する構造（高い開放性を有する構造）の歩廊の柱に限定することとしました。

### (2) 耐震改修の計画に基づき設ける建築物の柱等

既存建築物の耐震改修により、外壁の外側に新たに柱等を設けたとしても、市街地環境を確保できるよう、壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えることができる柱等は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定による認定を受けた建築物の耐震改修の計画に基づき設ける建築物の柱等で、特定行政庁が規則で定める基準に適合しているものとしました。

### (3) 特定行政庁の規則で定める基準

特定行政庁が規則で定める基準は、次の①及び②に掲げる基準に従い定めることとしました。

①耐震改修の計画に基づき設ける建築物の柱等が、地震に対する安全性の向上を図るために必要なものであり、かつ、壁面の位置の制限に反することがやむを得ないものであること

②耐震改修の計画に基づき建築物の柱等を設けることとしても、当該建築物が市街地の環境を害するおそれがないものであること

## 3. 基準制定に当たっての留意点

2. (3) ①の基準制定に当たっては、必要以上に壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えることがないよう留意してください。例えば、地震に対する安全性の向上に寄与しない柱等を除外するなど、柱等の設置の必要性を考慮して基準を定めることが考えられます。

2. (3) ②の基準制定に当たっては、壁面の位置の制限により確保される空地の開放性等が確保されるよう留意してください。例えば、地震に対する安全性の向上に寄与する柱等であっても当該柱等と外壁で囲まれる部分が屋内的用途に供することとなる柱等を除外することや、管内における特定街区内の建築物の配置状況や周辺の土地利用の状況を踏まえ、改修後の柱等の位置から敷地境界線までの距離を考慮して基準を定めることが考えられます。